

保育所入所基準点数表

対象児童名				(歳 児)			第一希望保育施設			第三保・桑の実・あずさ・元氣・そよかぜ つくし・すくすく・こすず 他()			
入所基準				保護者の状況		点数		調整 基準	保護者及び世帯の状況		点数		特 記 事 項
						父 母					父 母		
1	就労または就学 就労(休憩含む) 就学		月180時間以上	15	15	世帯の 状況 (重複可)	生活保護適用世帯	2					
			月170時間以上180時間未満	14	14		両親不存在(死亡・離別・行方不明・拘禁等)	30					
			月160時間以上170時間未満	13	13		ひとり親家庭(単独世帯)	19		保護者別居のみの場合は該当しない。 同住所世帯分離不可			
			月150時間以上160時間未満	12	12		ひとり親家庭(祖父母等と同居)	18		保護者別居のみの場合は該当しない。 同住所同居者がいる			
			月140時間以上150時間未満	11	11		離婚調停中または裁判中 (申請者以外の保護者の入所基準1～6を証明する書類が不足している場合)	7		調停中や裁判中であることを証明できる書類と申請者からの申立書がある場合にのみ加点			
			月130時間以上140時間未満	10	10		住民票の異動を伴う保護者別居	2		離婚協議中(調停中裁判中含む)、単身赴任等			
			月120時間以上130時間未満	9	9		住民票の異動を伴わない保護者別居	1		離婚協議中(調停中裁判中含む)、単身赴任等			
			月110時間以上120時間未満	8	8		一般世帯生計中心者の失業等や単独世帯のひとり親の求職等就労の必要性が高い	5		生計中心者の失業の場合、失業から3か月以内の入所申込に限る			
			月100時間以上110時間未満	7	7		月64時間に満たない就労の者または証明できる書類がない者がいる			20歳以上65才未満の同居人1人につき-1点(-3点を限度とする)			
			月80時間以上100時間未満	6	6	祖父母等の 状況	保育所・幼稚園(延長利用)・認可外保育施設、企業内保育施設等	3					
			月64時間以上80時間未満	5	5		一時保育利用、居宅内外個人委託(有償)(週3日以下:1点、週4日以上:2点)			保護者に基準2～7の加点がある場合、またはすでに就労している場合に左記+1点			
			月64時間未満	0	0		自宅保育だが産休(産後8週)明けで復職する	3					
	内職		月64時間以上	2	2		幼稚園(延長なし)	2					
2	出 産	産前7週・産後8週 ※多胎妊娠の場合は産前14週・産後8週		15	保育の 状況	居宅外同伴就労 (週3日以下:1点、週4日以上:2点)			整備工場など危険を伴う職場の場合に左記+1点				
3	疾病・障害	入院	1ヶ月以上を見込まれる	16	16	児童の 状況	自宅保育だが育児休業が終了する	2		R . . . 復帰予定			
		常時病臥		15	15		居宅内外で個人委託(別居の祖父母・親戚等)、保護者による自宅保育	1		保護者に基準1～7の加点がある場合に加点 (就労内定、証明のある求職等)			
		精神疾患・感染症・難病等長期療養		15	15		同居の祖父母等、または保護者による自宅保育	0					
		自宅療養で安静を要し、かつ週3日以上以上の通院を要する		13	13	入所希望する児童本人に障がいがある	1		手帳の写しか診断書等の提出があった場合に加点 (手帳申請中控えも加点)				
		自宅療養で安静を要する		10	10		申込児童のきょうだいが保育施設入所中である。			きょうだい(在園施設が第1希望:3点、きょうだい(在園施設以外が第1希望:1点			
		上記以外の自宅療養で保育を必要とすると認められる場合		7	7		きょうだい同時申込(保留中、転園希望中含む)			2人申込1点、3人以上申込2点			
	心身の障がい	身体・療育・精神の障がい者手帳交付者(1,2級・A～B)		16	16	(保育必要理由:就労・就学)就労・就学見込みの場合や就労証明書に直近3か月分の勤務実績の証明がない場合や月の就労時間が64時間に満たない場合	-1	-1	産休・育休前の実績は減点対象外※ (上記の実績が未記入の場合でも対象外)				
4	介護・看護	常時介護が常態、または週5日以上以上の通院・入院付添い		15	15	その他 (重複可)	(保育必要理由:就労)自営業専従者または家族従業者である	-1	-1				
		一部介護が常態、または週3日以上以上の通院・入院付添い		12	12		(保育必要理由:就労)自営業等申告書の記載が必要なたが記載内容に不備や不足がある。			内職以外の人で直近の給与実績を就労時間実績で割った時に3か月中2か月が最低賃金を下回る場合等:-1点 ※給与実績が2か月以上0円の場合は-2点			
		上記以外の介護・看護で保育を必要とすると認められるもの		7	7		(保育必要理由:就労)就労開始日が申込み締切日時時点で3年以上前である。	1	1				
5	災害復旧	家屋損失・その他の災害		20	20		他市の保育施設での継続保育が制度として不可能な場合	5					
6	求職活動・起業準備 注①	公的機関による証明がある場合		4	4		三芳町内の保育施設において、保育士として勤務している場合	2		町内の保育施設で勤務(内定を含む)しており、就労証明書で確認できる場合			
		公的機関による証明がない場合		2	2		三芳町外の保育施設において、保育士として勤務している場合	1		町外の保育施設(認可外保育施設を含む)で勤務(内定を含む)しており就労証明書で確認できる場合			
		就労誓約書のみの場合		0	0								
7	その他	児童福祉法第25条の8または第26条等の報告または通知等があった場合	20										
基準点数計				点		☆1	入所申込みをせず自宅保育している未就学のきょうだいがいる	-5					
調整点数計				点			保育料の滞納がある	-20					
基準+調整 点数合計				点			正当な理由(注②)なく利用調整結果を辞退したことがある	-2		当年度又は前年度			
						転園 (転園調整時に加点) (重複可)	小規模保育施設を卒園するが、就学前までの保育を希望する場合	5		2才児のみ加点			
調査: 確認:							きょうだいが別々の保育園に入所している	20		加点によりきょうだいが同じ保育園に通える可能性がある場合			
							20時までの延長保育が必要なことによる転園	1					

就労時間は就労時間で算定するが、実績と乖離がある場合実績で算定する。

注①公的機関による証明…ハローワークカード、開業届の写しなど。

注②保護者体調不良による復職不可・急な転居・児童の体調不良による通園困難等の理由で診断書等証明できる書類の提出があった場合には減点せず。